

令和5年度静岡県障害者技能競技大会実施要綱

1 目的

障害のある者の職業能力の開発を促進し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを高めるとともに、広く障害のある者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進を図ることを目的とする。

2 主催

静岡県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部

3 後援

静岡労働局、静岡市、一般社団法人静岡県経営者協会、一般社団法人静岡県商工会議所連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県商工会連合会、社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会、公益社団法人静岡県視覚障害者協会、公益社団法人静岡県聴覚障害者協会、静岡県知的障害者福祉協会、静岡県手をつなぐ育成会、NPO法人静岡県作業所連合会・わ、一般社団法人静岡県社会就労センター協議会、NPO法人静岡県補助犬支援センター、静岡新聞社・静岡放送、NHK静岡放送局、中日新聞東海本社、静岡第一テレビ、静岡朝日テレビ、テレビ静岡、NPO法人オールしずおかベストコミュニティ

4 競技種目、定員及び参加対象障害者

競技種目	定員	参加対象障害者
ワードプロセッサ	10名	身体障害者・知的障害者・精神障害者
データベース	10名	
オフィスアシスタント	20名	
ビルクリーニング	24名	
喫茶サービス	16名	
表計算	10名	
販売実務※	10名	
DTP	5名	
製品パッキング	5名	
パソコンデータ入力	10名	
縫製	7名	知的障害者
木工	10名	

※上表の販売実務については、全国障害者技能競技大会の競技種目ではないこと。

5 日程及び会場

(1) 日程

- 令和5年7月15日(土) (DTP競技以外)
- 令和5年7月2日(日) (DTP競技)

(2) 会場

- 上記(1)①
 - 静岡市清水文化会館マリナート(静岡市清水区島崎町214)
 - 静岡市東部勤労者福祉センター清水テルサ(静岡市清水区島崎町223)
- 上記(1)②
学校法人静岡理工科大学静岡デザイン専門学校(静岡市葵区鷹匠2-19-15)

6 参加資格

次の全てに該当する者

(1) 次の①～③のいずれかに該当する者

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者
- ② 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者

(2) 令和5年4月1日現在で15歳以上の方、かつ、静岡県内に在住する方又は静岡県内の事業所に勤務する方若しくは静岡県内の学校に通学する方

(3) 競技に十分耐えられ、かつ、身体等に支障をきたさない健康状態にある方

(4) 参加を希望する種目において、直近5回（第38回から第42回まで）の全国障害者技能競技大会で金賞を受賞したことがない方

(5) 第40回から第42回までの全国障害者技能競技大会において、参加を希望する種目に3大会連続して参加した方でない方

7 申込手続

(1) 申込方法

①別に定める静岡県障害者技能競技大会（以下「静岡大会」という。）参加申込書により申し込む。

②個人参加者以外にあっては、原則として、企業、学校等（以下「企業等」という。）において申込者の取りまとめを行うものとする。また、企業等での取りまとめの際には、競技種目別に参加順位を付すものとする。

③各競技種目における、1企業等の申込人数の上限は、原則として、次のとおりとする。

イ 上記5において競技定員が10人以下の種目：4名まで

ロ 上記5において競技定員が11人以上の種目：7名まで

(2) 申込期限

令和5年4月3日（月）～令和5年5月22日（月）

(3) 申込先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部 高齢・障害者業務課
（静岡市駿河区登呂3丁目1番35号）

8 参加者の決定

参加資格を審査の上、競技種目別に、原則として、次の方法で参加者を決定する。

(1) 申込企業等の数、申込人数ともに競技定員を上回る場合

① 申込企業等の数が競技定員と同数になるよう事務局で調整する。

② 調整で選出された企業等に対して、上記7（1）②の順位に基づき、1企業等につき1名の参加者を決定する。

(2) 申込企業等の数は競技定員を下回るが、申込人数が競技定員を上回る場合

① 申込人数が多い企業等から順番に競技定員に達するまで、1名ずつ配分し、競技定員を企業等ごとに割り当てる。

なお、調整に当たり申込人数が同数の企業等が2以上ある場合は、事務局で調整し優先順位を決定する。

② 上記7（1）②の順位に基づき、参加者を決定する。

(3) 申込人数が競技定員を下回る場合

申込みのとおり参加者を決定する。ただし、申込人数によっては申込期限の延長等を行う場合がある。

9 競技方法

- (1) 競技課題は、競技の実施に差し支えない範囲で事前に公表する。
- (2) 競技に必要な補助具、作業具等は、自己のものを使用することとし、競技用機械設備等の改良は原則として行わない。
- (3) 競技成績の評価に当たっては、障害の程度は考慮しない。

10 表彰

競技成績に基づき、最優秀賞、優秀賞、優良賞を授与する。

11 参加料

無料（ただし、会場までの交通費は自己負担とする。）

12 その他

- (1) 日常動作に必要な補助具等は、自己のものを使用する。
- (2) 手話通訳、要約筆記者は要望により主催者が配置する。
- (3) その他、静岡大会の実施に関し、この要綱に記載されていない必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。